

# 鍼灸の施術に関する同意書について

当院では、下記理由により原則として  
**新規の同意書は記載しません**ので、  
何卒よろしくお願ひします。

## 記

1. 鍼灸の施術に係る療養費の支給対象となる疾病は、慢性病であって医師による適当な治療手段がないものとされているところ、当院では整形外科医による外来診療もおこなっていることから、原則として、当院内での診察および処置で可能な限り、治療させていただきます。
2. 当院の処置等の範疇を超える施術(手術・高度な検査など)につきましては、近隣の病院をご紹介します。
3. 近年、鍼灸の同意書をめぐっては、保険当局からの厳しい指導、患者さんや鍼灸院とのトラブルなどが発生しており、当院の適正な診療に影響を受けています。

※なお、既に同意書に基づいて鍼灸院等で施術されている方は、その限りではありません。

平成28年10月

長尾クリニック